（証券コード　6038）
2025年９月５日
（電子提供措置の開始日2025年９月３日）

株　主　各　位

東京都中野区本町一丁目32番２号
株式会社イード
代表取締役　　宮　川　　洋

第26回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しております。いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト　「株主総会関連資料」
https://www.iid.co.jp/ir/library/shareholder.html

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
「銘柄名（会社名）」に『イード』又は「コード」に『6038』を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／ＰＲ情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えてインターネット又は書面の郵送により、事前に議決権を行使することができます。お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、後記の議決権行使方法のご案内をご参照のうえ、2025年９月24日（水曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　　2025年９月25日（木曜日）午前10：30（開場：午前10：00）
2．場　　所　　東京都中野区本町一丁目32番２号
　　ハーモニースクエア３階「ハーモニーホール」
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3．目的事項
　報告事項　　第26期（2024年７月１日から2025年６月30日まで）の事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　決議事項　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

＜株主様へのご連絡＞

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。（午前10時受付開始）また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎当日ご出席の方へのお土産等のご用意はございません。予めご了承ください。
◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主１名を代理人として委任する場合に限られます。なお、同代理人は、本人の議決権行使書用紙に加え代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎会社法改正により、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りします。なお、電子提供措置事項のうち、次の項目につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
　①業務の適正を確保するための体制
　②業務の適正を確保するための体制の運用状況
　③連結計算書類の「連結注記表」
　④計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席の場合

株主総会日時 **2025年９月25日(木曜日)午前10時30分開催**
(受付開始は午前10時を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、第26回定時株主総会招集ご通知(本書)をお持ちください。

株主総会にご欠席の場合

書面（郵送）で議決権を行使される場合

行使期限 **2025年９月24日(水曜日)午後５時到着分まで有効**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。
※書面（郵送）による議決権の行使において、議案に賛否の記載がなかった場合には、賛成の意思表示がされたものとしてお取り扱いいたします。

インターネットで議決権を行使される場合

行使期限 **2025年９月24日(水曜日)午後５時まで**

パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイトにアクセスし(https://evote.tr.mufg.jp/)、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
※スマートフォンをご利用の株主さま
スマートフォンでの議決権行使は、ログイン用のＱＲコードを読み取っていただくと、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が不要**です。

◎書面（郵送）とインターネットの両方で議決権を重複行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
◎インターネットにより複数回、議決権行使をした場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限 2025年９月24日(水曜日)午後５時まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

1. QRコードを読み取る

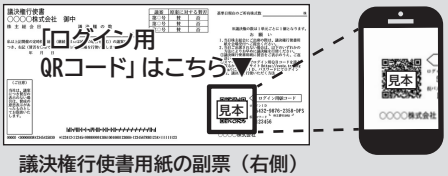

議決権行使書用紙の副票（右側）

2. 画面の案内に従って賛否をご入力ください

■スマートフォンでの議決権行使は、**「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。**

■同封の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された**「ログイン用QRコード」**を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※「QRコード」は
株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
https://evote.tr.mufg.jp/

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

2. 同封の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

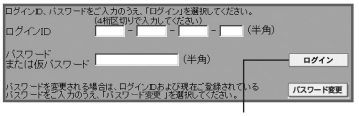

「ログイン」をクリック

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120−173−027（通話料無料）

受付時間：
午前９時から午後９時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の最重要課題の１つと捉え、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るための内部留保資金を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針とし、連結株主資本配当率（DOE ※）2.0％を目安としております。

このような基本方針に基づき、第26期の期末配当につきましては、普通配当を１株につき１６円として前年度から２円増額させていただきたいと存じます。また、2025年４月に当社が創立25周年を迎えたことを記念し、株主の皆様のご支援に感謝の意を表し、記念配当６円を加え、１株につき２２円とさせていただきたいと存じます。

（※）連結株主資本配当率（DOE：Dividend on Equity ratio）
＝ 配当総額 ÷ 株主資本

（１）配当財産の種類
金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき　金２２円
（うち普通配当　１６円、25周年記念配当　６円）
配当総額　１０６，９９５，９４４円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
2025年９月26日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条の目的を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております）

現 行 定 款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1～15（本文省略）	1～15（現行どおり）
16 一般および特定労働者派遣事業	16 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
17～34（本文省略）	17～34（現行どおり）
35 次の業務を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること。	35 次の業務を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること。
(１)～（15）（本文省略）	(１)～（15）（現行どおり）
(16)一般および特定労働者派遣事業	(16)労働者派遣事業および有料職業紹介事業
(17)～(34)　（本文省略）	(17)～(34)　（現行どおり）

第３号議案　監査役１名選任の件

当社監査役山中純雄氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任となりますため、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、阿久津正治氏は山中純雄氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の終了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
阿久津　正治（あくつ　まさはる） （1961年12月21日） 【新任】	2000年６月　(株)アスキー(現(株)KADOKAWA)取締役 2002年９月　(株)アストロアーツ　監査役（現任） 2008年４月　(株)アスキー・メディアワークス（現(株)KADOKAWA）取締役 2012年６月　(株)ブックウォーカー※取締役 2019年４月　(株)KADOKAWA Connected※取締役 2019年６月　(株)エイティーエックス※代表取締役 2021年３月　(株)KADOKAWA Connected※取締役 Chief Financial Officer ※はすべて現（株)ドワンゴ	―株
	監査役選任理由	
	上場企業及び上場企業グループでの経営で培ってきた豊富な知識・経験等をもとに監査・監督機能を発揮し、常勤監査役として取締役の職務執行の監督に適任であることから、監査役候補者といたしました。	

（注）１．候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

２．阿久津正治氏は、常勤監査役候補者であります。

３．当社は、監査役との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、候補者の選任が承認された場合、当該契約を締結する予定であります。

４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2026年３月に更新を予定しております。

以上

事　業　報　告

（2024年７月１日から
2025年６月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果

当社グループの主力セグメントであるクリエイタープラットフォーム事業（CP事業）が属するインターネット広告市場におきましては、「2024年　日本の広告費」（株式会社電通）によると、日本の広告市場は、好調な企業収益や消費意欲の活発化、世界的なイベント、インバウンド需要、動画広告需要の高まりなどに支えられて成長し、インターネット広告媒体費は2兆9,611億円（前年比110.2%）の二桁成長となりました。

このような環境下、当社グループは、激しい外部環境変化への耐性を強化し、持続的な成長基盤の確立に向けて、多様な収益ポートフォリオの構築による事業拡大を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は6,084,749千円（前期比0.7%減）、営業利益は459,897千円（前期比12.2%減）、経常利益は454,458千円（前期比17.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は307,986千円（前期比88.8%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

①　クリエイタープラットフォーム事業（CP事業）

CP事業におきましては、当連結会計年度は、利益率の高いネット広告売上が大きく改善した他、メディアをベースとした広告以外の各種サービス売上を含むデータ・コンテンツ提供売上においても、EC物販以外は総じて拡大する傾向となり、当連結会計年度におけるデータ・コンテンツ提供売上※２は、2,502,436千円となり前期比5.7%の増加となりました。また、ネット広告売上※１は、1,517,737千円となり前期比2.6%の増加となりました。一方で、出版ビジネス売上※３は、457,281千円となり前期比10.6%の減少、システム売上※４は、1,128,152千円となり前期比4.7%の減少となりました。

以上の結果、当セグメント売上高は5,569,372千円（前期比1.2%増加）、セグメント利益（営業利益）は439,610千円（前期比1.9%増加）となりました。

② クリエイターソリューション事業（CS事業）

CS事業におきましては、当連結会計年度は、リサーチソリューションで、前期と比較して大型案件の受注が低調であり、売上高、営業利益ともに大きく減少しました。

以上の結果、当セグメント売上高は515,377千円（前期比17.4％減少）、セグメント利益（営業利益）は20,287千円（前期比78.0％減少）となりました。

※1　ネット広告売上とは主に以下による広告売上
・運用型広告：アドネットワーク（異なる複数の広告媒体を束ねてネットワーク配信する仕組み）による売上
・アフィリエイト広告：成果報酬型のインターネット広告。商品購入や資料請求などの、最終成果又はクリックが発生した件数に応じて広告費用を支払う
・提案型広告：Webメディア側による企画・提案又は顧客の要望に基づいて制作する広告
・純広告：バナー広告、メール広告など

※2　データ・コンテンツ提供売上とは、主に、ECサイトなどを通じた各種商品・サービスの販売・提供や、自社が保有するデータ、記事、コンテンツなどの販売・課金による売上

※3　出版ビジネス売上とは、主に雑誌販売による売上

※4　システム売上とは、主にメディア向け・EC向けのシステム及びデータセンター管理用システムの提供、運営支援による売上

（2）重要な設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

（3）重要な資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

（4）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

（５）財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況の推移　（単位：千円）

区分＼期別	第23期 自 2021年７月１日 至 2022年６月30日	第24期 自 2022年７月１日 至 2023年６月30日	第25期 自 2023年７月１日 至 2024年６月30日	第26期 自 2024年７月１日 至 2025年６月30日
売上高	5,574,194	6,072,191	6,125,104	6,084,749
経常利益	638,324	566,466	547,695	454,458
親会社株主に帰属する当期純利益	450,764	280,198	163,153	307,986
１株当たり当期純利益	91円91銭	56円31銭	33円34銭	62円64銭
総資産	5,169,407	5,661,746	6,269,107	6,252,482
純資産	3,828,699	4,172,762	4,266,003	4,638,432
１株当たり純資産	763円51銭	829円59銭	856円25銭	937円74銭

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算定しております。
２．１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産は、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用して算出しております。

②　当社の財産及び損益の状況の推移　（単位：千円）

区分＼期別	第23期 自 2021年７月１日 至 2022年６月30日	第24期 自 2022年７月１日 至 2023年６月30日	第25期 自 2023年７月１日 至 2024年６月30日	第26期 自 2024年７月１日 至 2025年６月30日
売上高	3,776,639	3,704,332	3,432,831	3,440,875
経常利益	603,222	505,284	483,025	330,492
当期純利益	383,949	259,724	141,999	247,581
１株当たり当期純利益	78円29銭	52円19銭	29円02銭	50円35銭
総資産	4,649,236	4,657,933	5,306,528	5,297,582
純資産	3,527,870	3,803,549	3,935,792	4,234,527
１株当たり純資産	715円88銭	777円43銭	802円10銭	870円68銭

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算定しております。
２．１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産は、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用して算出しております。

（６）対処すべき課題

当社グループでは、以下の項目を対処すべき課題とし、引き続き取り組みを進めてまいります。

１．事業環境の変化を見据えた取り組み

AI活用による事業環境及びサービスの変革期における企業活動や個人のニーズの変化を捉え、当社グループの既存事業における重点項目をシフト・拡張していくとともに、AI関連ビジネスを含む新規サービスの創出を図ってまいります。

２．M&AによるWebメディア、コンテンツの取得

これまで当社グループは事業開発のほか、M&Aにより事業を取得し、CP事業を中心として事業を拡大してまいりました。引き続き、M&Aによって新たなビジネス手法や多様なユーザーを獲得し、マーケティングサービスを提供する顧客企業を増やすことで事業領域の拡大を図ってまいります。また、M&A案件の検討態勢を強化する一方、事業取得後の共同プロジェクト推進等による当社グループ内でのシナジー効果発揮のための体制を整備いたします。

３．多様な収益ポートフォリオの構築

インターネット広告市場は年々拡大傾向にありますが、企業のマーケティング活動は景気動向の影響を受けやすいため、広告収入への過度な依存とならないよう、引き続き収益源の多様化を図ってまいります。既存メディアを活用したサブスクリプションモデルの導入による直接課金や、企業のＥＣ事業領域への支援、企業内人材育成支援など、当社グループのアセットを活用した様々なサービスを個人や顧客企業に対して提供することにより、企業価値の向上を図ってまいります。

４．エンジニアリング力の強化

当社グループは、CP事業、CS事業ともにインターネット上にて様々なサービスを提供しています。企業としての競争力を強化するため、2019年７月にはオフショア開発拠点として、当社出身者がカンボジアで起業したBENITEN社に対する戦略投資を実行いたしました。引き続き、AIをはじめとする新技術の利活用を進め、効率化とエンジニアリング力の強化を図ってまいります。

５．経営管理体制及び情報管理体制の強化

当社グループは、市場動向、競合企業、顧客ニーズ等の変化に対して速やかにかつ柔軟に対応できる組織を運営するため、経営管理体制の更なる強化に努めてまいります。同時に企業価値の継続的向上のため、内部統制をより強化し、法令遵守の徹底を図ってまいります。

また、当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しております。個人情報等の機密情報について、従来より社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備を行っておりますが、今後も引き続き情報管理の徹底及び体制の強化を図ってまいります。

（７）重要な親会社及び子会社の状況（2025年６月30日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名　　称	資本金	出資比率 (議決権比率)	主要な事業内容
株式会社エンファクトリー	26,900千円	78.8%	専門家マッチング事業、オンラインショッピング事業
株式会社ネットショップ総研	3,000千円	90.0%	ＥＣ事業・ＥＣコンサル事業
マイケル株式会社	100,000千円	100.0%	インターネットサービスの開発及び運営
SAVAWAY株式会社	50,000千円	100.0%	ＥＣ支援サービス事業
エフ・アイ・ティー・パシフィック株式会社	100,000千円	100.0%	車両衝突実験関連事業及びケーブル＆ファシリティマネジメント事業

（注）2025年７月１日を効力発生日として、当社を存続会社、マイケル株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

（８）主要な事業内容（2025年６月30日現在）

当社グループは、コンテンツマーケティング企業として、顧客に対してマーケティングサービスとデータ・コンテンツを提供するクリエイタープラットフォーム事業（CP事業）と、顧客に対してリサーチソリューションとメディアコマースを提供するクリエイターソリューション事業（CS事業）を主な事業としております。

（９）主要な営業所の状況（2025年６月30日現在）

当社	本社	東京都中野区
子会社	株式会社エンファクトリー	東京都千代田区
	株式会社ネットショップ総研	東京都中野区
	マイケル株式会社	東京都中野区
	SAVAWAY株式会社	東京都中野区
	エフ・アイ・ティー・パシフィック株式会社	東京都台東区

(10) 従業員の状況（2025年６月30日現在）

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
クリエイタープラットフォーム事業	176(42)
クリエイターソリューション事業	27(1)
全社（共通）	27(5)
合計	230(48)

（注）１．従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
２．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。
３．臨時従業員には、アルバイトの従業員を含み、派遣社員を除いております。
４．全社（共通）は、主に管理部門に所属する従業員であります。

② 当社の状況

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
120(31)	42.2	12.24	5,930

セグメントの名称	従業員数(名)
クリエイタープラットフォーム事業	75(29)
クリエイターソリューション事業	27(1)
全社（共通）	18(1)
合計	120(31)

（注）１．従業員数は、当社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。
２．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。
３．臨時従業員には、アルバイトの従業員を含み、派遣社員を除いております。
４．全社（共通）は、主に管理部門に所属する従業員であります。

(11) 主要な借入先（2025年６月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	286百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（2025年６月30日現在）

（１）発行可能株式総数　　8,000,000株

（２）発行済株式の総数　　5,062,600株

（３）株主数　　2,911名

（４）大株主の状況（上位10名）

	株　主　名	持株数	持株比率
1	エキサイト株式会社	706,900株	14.53%
2	株式会社博報堂	517,700株	10.64%
3	株式会社マイナビ	400,000株	8.22%
4	宮川　洋	273,450株	5.62%
5	株式会社ティーガイア	250,000株	5.14%
6	永井　詳二	151,500株	3.11%
7	株式会社ポプラ社	150,000株	3.08%
8	中坊　勇太	114,800株	2.36%
9	イード従業員持株会	92,057株	1.89%
10	吉野　弘彦	90,900株	1.86%

（注）当社は自己株式199,148株を保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（５）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	50,000株	２名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告18ページ「（５）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載しております。

（６）その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年２月26日の当社取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を決議し、当事業年度中に市場取引により、100,000株の自己株式を総額73,000千円で取得いたしました。

３．新株予約権等に関する事項（2025年６月30日現在）

（１）当事業年度末日における新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（２）当事業年度末日における当社役員の保有状況

該当事項はありません。

（３）当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	宮川　洋	
取締役	須田　亨	事業部門管掌
取締役	大和田廣樹	株式会社ドリームキッド 代表取締役社長
取締役	吉崎浩一郎	株式会社グロース・イニシアティブ 代表取締役
常勤監査役	山中純雄	
監査役	安達美雄	
監査役	藤山剛	株式会社エンカレッジド 代表取締役

（注）1．取締役大和田廣樹氏、吉崎浩一郎氏は、社外取締役であります。
2．監査役安達美雄氏、藤山剛氏は、社外監査役であります。
3．取締役吉崎浩一郎氏、監査役安達美雄氏、藤山剛氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

（2）当事業年度中の取締役及び監査役の異動

該当事項はありません。

（3）取締役及び監査役の報酬等

区　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	賞与	
取締役 （うち社外取締役）	50,311 （7,740）	33,680 （7,740）	16,631 （—）	— （—）	4 （2）
監査役 （うち社外監査役）	12,195 （5,460）	12,195 （5,460）	— （—）	— （—）	3 （2）

（４）取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

報酬の種類	株主総会決議	対象者	限度額	当該株主総会終結時点の員数
金銭報酬	2013年９月26日開催第14回定時株主総会	取締役	年額100百万円以内	８名
		監査役	年額50百万円以内	３名
株式報酬	2019年９月26日開催第20回定時株主総会	取締役	年額50百万円以内	４名

（注）１．社外取締役は、株式報酬の対象外とし、金銭報酬のみとしております。
２．監査役の個人別報酬は、株主総会決議による限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

（５）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年２月25日開催の取締役会において、取締役報酬等の内容に係る決定方針等について、以下のとおり決議しております。

① 基本報酬

業務執行取締役の基本報酬は、固定報酬としての金銭報酬のほか、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、株主利益と連動した株式報酬により構成する。監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、金銭報酬のみとする。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

③ 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、非金銭報酬は譲渡制限付株式とする。

譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の総額は、金銭報酬とは別枠として、2019年９月26日開催の第20回定時株主総会において主に次のとおり決議されており、詳細は取締役会において決定する。

・金銭報酬債権の総額：年額50百万円以内
・新たに発行又は処分する普通株式の総数：年50,000株以内
ただし、分割・併合等を実施の場合は合理的な範囲で調整
・１株当たりの払込金額：各取締役会決議日の前営業日における東証終値を基礎とし、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会が決定
・譲渡制限期間：３年間から30年間までの間で取締役会が決定

（６）取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の金銭報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役である宮川洋が、その具体的内容について委任を受け、各取締役の基本報酬の額を配分することとしております。委任した理由は、当社業績や従業員給与の水準を考慮し、取締役の職責を評価するには代表取締役が最も適任と判断したためであります。なお、株式報酬については、取締役会で取締役個人別の割当数を決議しております。

また、2021年９月21日開催の取締役会において、代表取締役に委任された権限が適切に行使されるための措置として、社外取締役及び監査役への意見聴取を定めております。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、当該措置を実施しており、取締役会決定方針に沿うものであると判断しております。

（７）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員であり、当社がその保険料の全額を負担しております。

当該契約では、被保険者が職務執行に起因して株主代表訴訟や第三者訴訟等により損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。ただし、故意又は重過失、犯罪行為に起因して生じた損害は補償対象外としており、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

（８）社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先との関係

・社外取締役大和田廣樹氏は、株式会社ドリームキッドの代表取締役社長であります。同社と当社の間に取引関係はありません。

・社外取締役吉崎浩一郎氏は、株式会社グロース・イニシアティブの代表取締役であります。同社と当社の間に取引関係はありません。

・社外監査役藤山剛氏は、株式会社エンカレッジドの代表取締役であります。同社と当社の間に取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	大和田　廣　樹	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回（100％）に出席し、議案審議等につき、幅広い企業経営の経験をもとに、社外取締役の立場から助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
	吉　崎　浩一郎	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回（100％）に出席し、議案審議等につき、幅広い企業経営の経験をもとに、社外取締役の立場から助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
社外監査役	安　達　美　雄	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回（100％）、監査役会14回のうち14回（100％）に出席し、議案審議等につき、豊富な企業経営の経験をもとに、社外監査役の立場から発言を行っております。
	藤　山　　剛	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回（100％）、監査役会14回のうち14回（100％）に出席し、議案審議等につき、豊富な企業経営の経験をもとに、社外監査役の立場から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

取締役大和田廣樹氏、吉崎浩一郎氏、監査役安達美雄氏及び藤山剛氏と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

５．会計監査人の状況

（１）会計監査人の名称　　シンシア監査法人

（２）会計監査人に対する報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,900千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,150千円

（注）１．監査法人との監査や契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分していないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査や計画における監査時間、要員配置などを確認し、検討した結果、監査報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

（３）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（４）責任限定契約

該当事項はありません。

（５）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人解任の旨及びその理由を報告いたします。

６．剰余金の配当等の決定に関する基本方針、利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の最重要課題の１つと捉え、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るための内部留保資金を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針とし、連結株主資本配当率（DOE ※）2.0％を目安としております。

（※）連結株主資本配当率（DOE：Dividend on Equity ratio）

＝ 配当総額 ÷ 株主資本

中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年１回を基本方針としております。配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

このような基本方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業環境を考慮し、１株当たり16円の普通配当に、25周年記念配当６円を加算し、１株当たり22円とさせていただきたいと存じます。

なお、次期2026年６月期の配当方針につきましては、2025年８月14日に公表のとおり、連結株主資本配当率を引き上げ、DOE 2.5％を目安とし、１株当たり普通配当22円を予定しております。

本事業報告中の記載金額及び記載数値につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2025年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**4,579,756**	**流動負債**	**1,174,366**
現金及び預金	3,596,433	買掛金	269,612
受取手形、売掛金及び契約資産	726,135	電子記録債務	55,681
商品及び製品	123,724	1年内返済予定の長期借入金	202,656
仕掛品	35,499	未払金	140,304
原材料及び貯蔵品	236	未払費用	90,220
1年内回収予定の長期貸付金	997	未払法人税等	60,501
その他	108,177	賞与引当金	21,862
貸倒引当金	△11,449	ポイント引当金	5,640
固定資産	**1,672,726**	返金負債	32,935
有形固定資産	**187,271**	役員賞与引当金	7,779
建物	157,178	その他	287,171
減価償却累計額	△78,650	**固定負債**	**439,683**
建物（純額）	78,527	長期借入金	283,640
工具、器具及び備品	333,695	繰延税金負債	21,471
減価償却累計額	△279,757	役員退職慰労引当金	114
工具、器具及び備品(純額)	53,937	資産除去債務	54,320
その他	138,466	その他	80,136
減価償却累計額	△83,660	**負債合計**	**1,614,049**
その他（純額）	54,806	（純資産の部）	
無形固定資産	**484,555**	**株主資本**	**4,316,716**
のれん	330,078	資本金	50,000
その他	154,477	資本剰余金	1,725,981
投資その他の資産	**1,000,899**	利益剰余金	2,691,597
投資有価証券	829,496	自己株式	△150,861
繰延税金資産	24,070	**その他の包括利益累計額**	**243,925**
その他	180,302	その他有価証券評価差額金	243,925
貸倒引当金	△32,969	**非支配株主持分**	**77,790**
		純資産合計	**4,638,432**
資産合計	**6,252,482**	**負債及び純資産合計**	**6,252,482**

連結損益計算書

（自　2024年７月１日
至　2025年６月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		6,084,749
売上原価		3,328,699
売上総利益		**2,756,050**
販売費及び一般管理費		2,296,152
営業利益		**459,897**
営業外収益		
受取利息	4,602	
受取配当金	7,005	
助成金収入	391	
貸倒引当金戻入額	3,577	
その他	2,587	18,163
営業外費用		
支払利息	5,856	
投資事業組合運用損	8,107	
支払補償費	313	
違約金	4,116	
その他	5,208	23,602
経常利益		**454,458**
特別利益		
事業譲渡益	19,853	
投資有価証券売却益	74,997	94,850
特別損失		
投資有価証券評価損	18,809	18,809
税金等調整前当期純利益		**530,500**
法人税、住民税及び事業税	147,842	
法人税等調整額	61,383	209,225
当期純利益		**321,274**
非支配株主に帰属する当期純利益		13,288
親会社株主に帰属する当期純利益		**307,986**

連結株主資本等変動計算書

（自　2024年７月１日
　至　2025年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,000	1,728,347	2,452,307	△122,310	4,108,344
当期変動額					
自己株式の取得				△73,000	△73,000
自己株式の処分		△2,366		44,448	42,082
剰余金の配当			△68,695		△68,695
親会社株主に帰属する当期純利益			307,986		307,986
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△2,366	239,290	△28,551	208,372
当期末残高	50,000	1,725,981	2,691,597	△150,861	4,316,716

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	93,157	93,157	64,501	4,266,003
当期変動額				
自己株式の取得				△73,000
自己株式の処分				42,082
剰余金の配当				△68,695
親会社株主に帰属する当期純利益				307,986
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	150,768	150,768	13,288	164,056
当期変動額合計	150,768	150,768	13,288	372,428
当期末残高	243,925	243,925	77,790	4,638,432

本連結計算書類中の記載金額及び記載数値につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2025年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,009,518**	**流動負債**	**694,964**
現金及び預金	2,380,547	電子記録債務	55,681
受取手形	5,744	買掛金	185,375
売掛金	503,719	リース債務	23,105
商品及び製品	15,211	未払金	70,901
仕掛品	8,678	未払費用	45,357
原材料及び貯蔵品	203	未払法人税等	12,604
前払費用	55,689	前受金	76,555
1年内回収予定の長期貸付金	997	預り金	15,311
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	30,124	1年内返済予定の長期借入金	160,680
その他	14,618	ポイント引当金	712
貸倒引当金	△6,016	返金負債	32,935
固定資産	**2,288,064**	その他	15,744
有形固定資産	**122,675**	**固定負債**	**368,090**
建物	70,993	長期借入金	283,640
減価償却累計額	△26,619	リース債務	37,007
建物（純額）	44,373	長期未払金	5,926
工具、器具及び備品	150,130	役員退職慰労引当金	114
減価償却累計額	△126,575	資産除去債務	41,402
工具、器具及び備品(純額)	23,554		
リース資産	127,333		
減価償却累計額	△72,586	**負債合計**	**1,063,054**
リース資産（純額）	54,747	（純資産の部）	
無形固定資産	**135,575**	**株主資本**	**3,990,602**
のれん	123,512	**資本金**	**50,000**
ソフトウエア	11,990	**資本剰余金**	**1,758,708**
その他	72	資本準備金	934,174
投資その他の資産	**2,029,812**	その他資本剰余金	824,534
投資有価証券	829,296	**利益剰余金**	**2,332,754**
関係会社株式	1,012,207	その他利益剰余金	2,332,754
長期貸付金	34,133	繰越利益剰余金	2,332,754
関係会社長期貸付金	57,765	**自己株式**	**△150,861**
敷金及び保証金	76,847	**評価・換算差額等**	**243,925**
繰延税金資産	1,756	その他有価証券評価差額金	243,925
その他	50,774		
貸倒引当金	△32,969	**純資産合計**	**4,234,527**
資産合計	**5,297,582**	**負債及び純資産合計**	**5,297,582**

損　益　計　算　書

（自　2024年７月１日
至　2025年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		3,440,875
売上原価		2,029,104
売上総利益		**1,411,770**
販売費及び一般管理費		1,077,488
営業利益		**334,281**
営業外収益		
受取利息	4,744	
受取配当金	7,000	
助成金収入	391	
貸倒引当金戻入額	3,577	
その他	1,142	16,856
営業外費用		
支払利息	5,416	
為替差損	3,701	
投資事業組合運用損	8,107	
その他	3,419	20,645
経常利益		**330,492**
特別利益		
投資有価証券売却益	74,997	74,997
特別損失		
投資有価証券評価損	18,809	18,809
税引前当期純利益		**386,680**
法人税、住民税及び事業税	86,360	
法人税等調整額	52,738	139,098
当期純利益		**247,581**

株主資本等変動計算書

（自　2024年７月１日
至　2025年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	50,000	934,174	826,900	1,761,075	2,153,869
当期変動額					
剰余金の配当					△68,695
当期純利益					247,581
自己株式の取得					
自己株式の処分			△2,366	△2,366	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△2,366	△2,366	178,885
当期末残高	50,000	934,174	824,534	1,758,708	2,332,754

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△122,310	3,842,634	93,157	93,157	3,935,792
当期変動額					
剰余金の配当		△68,695			△68,695
当期純利益		247,581			247,581
自己株式の取得	△73,000	△73,000			△73,000
自己株式の処分	44,448	42,082			42,082
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			150,768	150,768	150,768
当期変動額合計	△28,551	147,967	150,768	150,768	298,735
当期末残高	△150,861	3,990,602	243,925	243,925	4,234,527

本計算書類中の記載金額及び記載数値につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年８月15日

株式会社　イ　ー　ド
取　締　役　会　御中

シンシア監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	金　野　栄太郎
指定社員 業務執行社員	公認会計士	瀧　口　英　明
指定社員 業務執行社員	公認会計士	長　田　洋　和

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社イードの2024年７月１日から2025年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年８月15日

株式会社　イ　ー　ド
取　締　役　会　御中

シンシア監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	金野　栄太郎
指定社員 業務執行社員	公認会計士	瀧口　英明
指定社員 業務執行社員	公認会計士	長田　洋和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社イードの2024年７月１日から2025年６月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人シンシア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人シンシア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年８月19日

株式会社イード監査役会

常勤監査役　山中　純雄　㊞

社外監査役　安達　美雄　㊞

社外監査役　藤山　　剛　㊞

以上

株主総会会場ご案内図

＜住　　所＞

東京都中野区本町一丁目32番２号　ハーモニースクエア３階

「ハーモニーホール」

＜交通／周辺地図＞

東京メトロ丸ノ内線「中野坂上」駅「１番出口」、「２番出口」徒歩３分

都営大江戸線「中野坂上」駅「Ａ１出口」徒歩３分

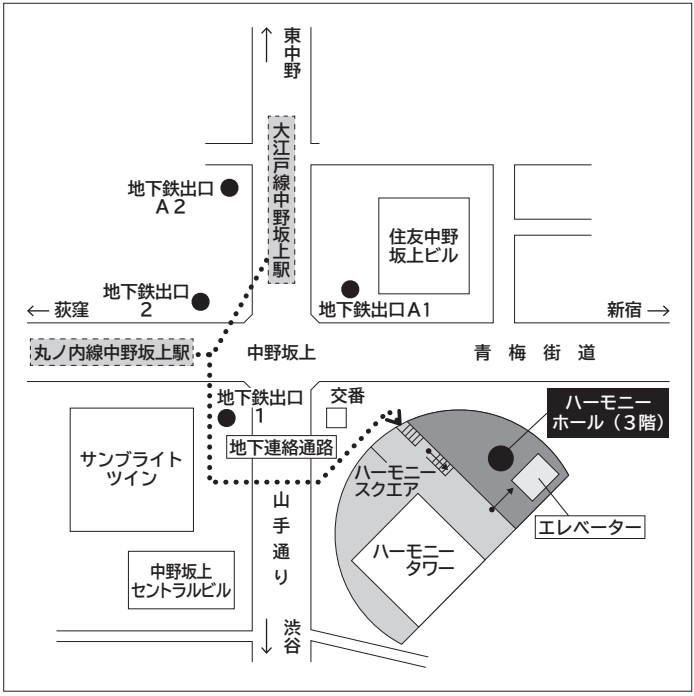

◎お願い

駐車場、駐輪場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。